企画提案募集要項

１　業務の概要

(1) 業務名称

令和７年度おきなわｅスポーツ推進事業委託業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

(3) 業務の目的

おきなわｅスポーツ推進事業補助金を幅広く活用していただくため、企業や関係団体、自治体等に幅広く周知活動に取り組み、沖縄県や補助事業者に対する助言、指導及び事業進捗管理等を支援し、補助金の効果を高めるとともに、自治体、企業、関係団体等のネットワークを構築するための協議会の設置・運営を行い、本県のｅスポーツを通じた地域及び経済の活性化に資することを目的とする。

(4) 業務内容

詳細は、別添の「仕様書（案）」のとおりとする。ただし、本要項の３の「質問及び回答」を踏まえ仕様書（案）の修正を行うことがある。

また、委託事業者の選定後、当該事業者の提案内容を仕様書に適切に反映させるものとする。

(5) 提案総額の上限について

今回の企画提案については、23,000,000 円以下（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案のために設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

２　応募参加資格

次に挙げる要件を全て満たす者であること。

(1) 沖縄県内に事務所を有すること。また、事業コンソーシアムで提案を行う場合には、県内に事務所または事業所を有する事業者が必ず１者以上参加していること。

(2) 今回の委託事業に関する知識（特に国内外のｅスポーツに関する幅広い知識）、経験等、事業を的確に遂行する能力を有し、本事業の実施に当たり、沖縄県内に勤務する職員等から正副２名以上の担当者を割り当て、連絡・調整、現場への職員の派遣等を必要に応じ速やかに行う等、十分な事業遂行体制を確保でき、かつ資金等について、十分な管理能力を有していること。コンソーシアムの場合は、構成員全体でこの要件を満たすこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない法人又はコンソーシアムであること。コンソーシアムの場合は、構成員全員が前述の規定に該当しないこと。

【地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４第１項】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(4) 沖縄県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。

(6) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに対して、迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が、業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての役割を担うものとする。

(7) 応募者（コンソーシアムの場合は、１つのコンソーシアム）につき、提案は１件であること。コンソーシアムの場合は、コンソーシアムを代表する者が応募すること。

(8) コンソーシアムの構成員が、他のコンソーシアムの構成員となって応募する、単体として応募するなど、重複して参加することはできない。

３　質問及び回答

本要項及び企画提案仕様書等に関して質問がある場合には、質問書【様式ア】を電子メールによって提出することとし、送付後速やかに担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。

(1) 提出先

沖縄県　文化観光スポーツ部　ＭＩＣＥ推進課　ＭＩＣＥリゾート班
沖縄県那覇市泉崎１－２－２　８Ｆ
電子メールアドレス：aa081302@pref.okinawa.lg.jp

(2) 提出期間、提出方法

ア　期　　間　　公募開始日から令和７年６月 26 日（木）正午まで（必着）
イ　提出方法　　別添の質問書をメールにより県の担当者に提出すること。

(3) 回答の方法

ア　期　　日　　令和７年６月 30 日（月）以降
イ　場　　所　　沖縄県ホームページ（「ホーム」＞「便利ガイド」＞「公募・入札」）にて掲示

(4) 仕様書（案）の修正

「質問及び回答」の結果を踏まえ、仕様書（案）を修正する場合がある。
なお、修正する場合は、令和７年７月１日（火）までに沖縄県ホームページ（「ホーム」＞「便利ガイド」＞「公募・入札」）にて掲示する。

４　提案書等の提出

(1) 提出期間、提出場所及び方法

ア　期　　間　　令和７年７月４日（金）正午まで（必着）
イ　受付時間　　休日を除く午前 10 時から午後４時まで（最終日は正午まで）
ウ　提出方法　　持参又は郵送等（メール、ＦＡＸ等電送は不可。）により原本を提出すること。
エ　提出書類　　下記(ｱ)～(ｿ)のとおり。ページ番号を付すこと。

(ｱ)　企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式１】
(ｲ)　会社概要（組織図、業務内容、資格等）　・・・・・【様式２】
(ｳ)　企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式３】
(ｴ)　積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式４】
(ｵ)　スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式５】
(ｶ)　執行体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式６】
(ｷ)　実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式７】
(ｸ)　誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式８】
(ｹ)　コンソーシアム構成書・・・・・・・・・・・・・・・・【様式９】
(ｺ)　委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 10】
(ｻ)　定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
(ｼ)　直近３事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
(ｽ)　法人の場合は、直近３年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近３年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類。
(ｾ)　その他提案に関する資料（プレゼンテーション資料）
(ｿ)　共同企業体協定書（共同企業体を結成する場合）

オ　提出書類　　８部（正１部、副（コピー）７部）
カ　提 出 先　　沖縄県　文化観光スポーツ部　ＭＩＣＥ推進課　ＭＩＣＥリゾート班　比嘉

沖縄県那覇市泉崎１－２－２　８Ｆ
ＴＥＬ：　098-866-2077

(2) その他

ア　企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるため、提案の事業費総額内で実現が確約されることのみ表明すること。

イ　なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

５　積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※　１円未満の端数については切り捨てるものとする。
（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア　直接人件費（事務局職員の人件費）

(ｱ) 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また先例の少ない特殊な業務を担当する。

(ｲ) 専門員Ａ：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

(ｳ) 専門員Ｂ：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ　直接経費

ウ　再委託費

県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費

エ　一般管理費

オ　消費税

（「ア　直接人件費」＋「イ　直接経費」＋「ウ　再委託費」＋「エ　一般管理費」）×100 分の 10

(4) 直接経費として計上できない経費

ア　建物等施設に関する経費

イ　事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）

ウ　事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ　その他事業に関係のない経費

※委託事業者の選定後、県と委託事業者とで委託事業者の提案内容を反映した仕様書の調整を行い、仕様書の確定後、あらためて見積書の提出を依頼する予定である。

(5) 一般管理費の計上方法について

一般管理費は、委託業務を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払いを認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、（直接人件費＋直接経費（再委託費は含まない））×10／100 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）。

※上記における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、委託先が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

６　企画提案書の審査

(1) 審査方法

ア　はじめに MICE 推進課において応募資格審査を行う。応募資格があると認められた提案については、沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課内に設置する企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を行い、委託事業者候補の優先順位を決定する。

イ　応募者が４者以上の場合は、審査方法を二段階方式とし第一次審査（書類審査）においてMICE推進課が数者選定し、その数者について第二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。また、二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。
ウ　審査にあたり、事前に沖縄県職員が申請内容を確認するための聞き取りをすることがある。
エ　選定委員会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に関する問い合わせには応じない。
オ　選定委員会が第１位に選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順位の申請者を委託候補事業者とする。

(2) 審査基準
審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。
ア　総括
・提案内容がわかりやすく整理され、自社の強みを活かした内容となっているか。
・本業務の遂行に当たり、十分な体制確保及び実績が認められるか。
・経済的かつ合理的な積算内容となっているか。
イ　提案内容
・仕様書に示した業務内容が具体的に提案され、実現可能な内容となっているか。
・県の観光施策、国内外のｅスポーツ動向等、業務遂行に必要な知見を有するか。
・今後の県のｅスポーツ推進につながる効果が期待できる提案内容となっているか。
・実施スケジュールに具体性があるか、実施時期は妥当か。

(3) 企画提案内容審査（プレゼンテーション審査）日程
ア　日時：令和７年７月17日（木）13時00分（予定）
イ　場所：沖縄県庁２階会議室（商工労働部・文化観光スポーツ部）
ウ　提出資料に基づき説明すること。
エ　評価会場への入場者は３名以内とする。
※　プレゼンテーションを行う日時については、後日改めて連絡する。

(4) 結果の通知
審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

７　スケジュール（予定）

(1)	公募開始	６月19日(木)
(2)	質問締切	６月26日(木)　正午（必着）
(3)	質問回答	６月30日(月)　以降
(4)	公募締切	７月４日(金)　正午（必着）
(5)	第一次審査（書類審査）及び結果通知	７月11日(金)　予定（4者以上の場合）
(6)	第二次審査（プレゼンテーション審査）	７月17日(木)　予定
(7)	第二次審査結果通知（委託予定業者通知）	７月18日(金)　予定
(8)	委託契約	７月下旬　予定

※　審査日程については予定であり、最終日程はあらためて通知する。

８　契約

(1) 契約の締結
選定された申請者と委託業務の内容及び金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、年度毎に契約を締結する。
(2) 契約金額の支払方法
受託者から提出される報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。
(3) 契約金額

契約金額については、採択された者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(4) 契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（抜粋）

第101 条 地方自治法施行令第167 条の16 第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100 分の10 以上とする。

２ 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

９ 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

10 その他留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 本要項に違反すると認められる場合

ウ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

エ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加資格のない者の提案書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とする。

(4) 提案書の提出期限後において、原則として提案書に記載された内容の変更を認めない。

(5) 提案書の作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は応募者の負担とする。

(6) 提出された提案書は返却しない。なお、提出された提案書は選定及び評価点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された提案書は公開しない。

(7) 審査内容、審査経過については公表しない。

11 再委託について

(1) 一括再委託の禁止について

本委託業務の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(2) 契約の主たる部分の再委託の禁止について

以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

上記で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。
① 契約金額の 50 %を超える業務
② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の相手方の制限について
指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

(4) 再委託の範囲について
本委託業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

ア あらかじめ書面による県の承認を得た業務

イ 通訳・翻訳の業務

ウ 簡易な業務
・旅程等の企画検討を伴わない単純な旅行手配業務
・資料や情報の収集・整理（企画・分析は除く）
・複写・印刷・製本
・原稿・データの入力及び集計
・再委託額が 100 万円未満の業務
・その他上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

(5) 再委託の承認について
契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、(4)ウに定める簡易な業務等を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。